

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年2月3日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区(以下「区」という)では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、第9期「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「高齢・介護計画」という)」を策定し、基本理念「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」に向け、計画目標に「区民の健康寿命を延ばす」「高齢者の活動と参加を促進する」「安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る」を掲げ、これまでの高齢者観に捉われることのない柔軟な発想をもって高齢者に関する施策と介護保険事業を計画的、総合的に進めている。

令和9年度を始期とする第10期高齢・介護計画(令和9年度～令和11年度)については、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急激に減少する2040年を見据えた中長期的な視点から、区の高齢者を取り巻く現状を把握し、課題を整理・分析するとともに、高齢者に関する施策等を検証の上、計画の基本的な考え方を審議し、策定することとしている。

このことに伴い、第10期高齢・介護計画策定にあたり、区の高齢者や介護保険サービス、地域資源等に関して現状の整理、分析・提言及び令和7年度高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査の実施、計画書及び概要版の作成の他、介護保険料算出等の支援に関する業務を委託する。

(3) 履行期間

第10期高齢・介護計画策定支援業務の期間を令和7年度(令和7年6月上旬～令和8年3月31日)、令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)の2年間と想定して、業務の委託を予定し、本プロポーザルを実施するものである。

契約は、毎年3月31日までの会計年度を単位とし、各年度において予算の配当があること及び履行に不備が無く、受託事業者がコンプライアンスに反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無い限り、随意契約により、引き続いて業務を委託することを予定する。

2 参加資格

第10期高齢・介護計画策定支援業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 平成31年度以降、世田谷区や他自治体において、高齢・介護計画に類する計画又は「地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年6月

30日法律第64号)第二条で定めるものをいう。)の推進に関する政策の立案の支援業務(以下「類似業務」)の受託実績があること

(6)「第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと

委員長：高齢福祉部長 山戸 茂子

委員：砧総合支所保健福祉センター保健福祉課長 並木 美紀

委員：高齢福祉課長 佐藤 秀和

委員：介護保険課長 谷澤 真一郎

委員：介護予防・地域支援課長 横尾 拓哉

上記の委員は公告時点のものである。人事異動により新たに着任した委員が事業者に所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。

なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者を除く。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 運営方針
- (2) 第10計画における政策提案
- (3) 情報収集・調査・分析能力
- (4) 実施体制
- (5) 本業務の進行管理の現実性
- (6) 本件の類似業務の実績
- (7) 情報セキュリティ対策
- (8) 見積もり金額の妥当性
- (9) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号(ノバビル分庁舎3階窓口)

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課

電話：03-5432-2768 ファクシミリ：03-5432-3085

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和7年2月3日(月)から令和7年2月19日(水)まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧 / 方法：区ホームページからのダウンロードによる

[世田谷区トップページ](#) [区政情報](#) [契約・入札情報](#) [発注情報](#)

[現在実施中のプロポーザル情報](#) [福祉・健康](#)

ページID：13144

URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/02082/21924.html>

(3) 参加表明書の受領期限及び方法

期限：令和7年2月19日（水）15時まで必着

方法：上記（1）担当部課あて持参又は電子メールによる（郵送不可）

電子メールによる提出を希望する場合、上記（1）担当部課に記載の電話番号へ連絡し、メールアドレスを確認すること。

電子メールによる提出の際は、件名冒頭に本委託業務名を明記の上、メール送付後、上記（1）担当部課に記載の電話番号へ連絡すること。以下同じ。

(4) 質問書の提出期限及び方法

期限：令和7年3月7日（金）15時まで

方法：上記（1）担当部課あて電子メールによる

回答：令和7年3月14日（金）までに、電子メールにて、参加資格を満たす全事業者へ回答する。なお、寄せられた質問及び回答については、公平を期するため、内容を取りまとめた形式にて回答する。

(5) 提案書の受領期限及び方法

期限：令和7年3月27日（木）15時まで必着

方法：上記（1）担当部課あて持参又は電子メールによる（郵送不可）

(6) プレゼンテーション（第二次審査）の実施について

提案書の審査による上位3者を対象にしてプレゼンテーションを実施する。

実施日、実施場所等については、上記対象者に対し、第一次審査結果通知とともに通知する。

実施時期：5月中旬（予定）

6 スケジュール

説明書交付期間	2月 3日（月）～2月19日（水）
参加表明書の受領期限	2月19日（水）15時まで
招請通知発送	2月25日（火）
質問票提出期限	3月 7日（金）15時まで
提案書受領期限	3月27日（木）15時まで
第一次審査（提案書審査）	4月中旬（予定）
第一次審査結果通知	4月下旬（予定）
第二次審査（プレゼンテーション）	5月中旬（予定）
第二次審査結果通知	5月下旬（予定）

7 その他

(1) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」

- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 参加資格を満たしていないことが判明した場合、提出書類の評価は一切行わない。
- (9) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (10) 区から受領した資料等は許可なく公表、転載、引用してはならない。
- (11) 詳細は説明書による。